

○立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校  
ハラスメント防止に関する規程

2007年6月20日制定 規程第731号

(目的)

第1条 この規程は、立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校（以下「立命館附属校」という。）におけるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、立命館大学および立命館附属校における教育研究上、修学上および就労上の公正の確保ならびに学生、生徒、児童および教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する行為（第1号から第3号までに定めるものについては、適正な権限の行使にあたるものを除く。）をいう。

(1) 「セクシュアル・ハラスメント」

立命館大学または立命館附属校における教育活動、研究活動、業務活動（教育活動および研究活動を除く。以下同じ。）、学生活動（学生等が行う正課および課外の活動。以下同じ。）その他の活動と関連して、相手の意に反する性的な言動により、当該相手に対し、苦痛もしくは不快感を与え、または不利益な処遇を与える行為

(2) 「アカデミック・ハラスメント」

立命館大学における教育活動または研究活動と関連して、教育研究上の優位な立場にもとづく言動（相手の意に反する性的な言動を除く。）により、相手に対し、苦痛もしくは不快感を与え、または当該教育研究上の関係において不利益な処遇を与える行為

(3) 「パワー・ハラスメント」

次のいずれかに該当する行為

イ 立命館大学または立命館附属校における業務活動と関連して、業務上の優位な立場にもとづく言動（相手の意に反する性的な言動を除く。）により、相手に対し、苦痛もしくは不快感を与え、または当該業務上の関係において不利益な処遇を与える行為

ロ 立命館大学における学生活動と関連して、学生活動上の優位な立場にもとづく言動（相手の意に反する性的な言動を除く。）により、相手に対し、苦痛もしくは不快感を与え、または当該学生活動上の関係において不利益な処遇を与える行為

(4) 「その他のハラスメント」

前3号に掲げるもののほか、立命館大学または立命館附属校における教育活動、研究活動、業務活動、学生活動その他の活動と関連して、学生等、教職員、保護者または関係者が、不適切な言動（相手の意に反する性的な言動を除く。）により、他の学生等、教職員、保護者または関係者に対し、苦痛もしくは不快感を与え、または不利益な処遇を与える行為

2 この規程において「教職員」とは、立命館大学および立命館附属校のすべての教員および職員ならびに学校法人立命館の事務を行う職員をいう。

3 この規程において「学生等」とは、立命館大学および立命館附属校に在籍する学生、生徒および児童をいう。

4 この規程において「保護者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学生等の親権者または未成年後見人

(2) 学生等の修学のため学費を負担し、またはその身分を保証する者

5 この規程において「関係者」とは、第2項に定める者を除き、立命館大学または立命館附属校と職務上の関係を有する者その他立命館大学または立命館附属校と相応の関わりがあると認められる者をいう。

6 この規程において「監督者」とは、学部長、研究科長、機構長、機構長代理、校長、部長（教員の部長と職員の部長の両方を含む。）、次長および課長をいう。ただし、特定の業務を所管する部長、次長および課長を除く。

（適用範囲）

第2条の2 この規程は、ハラスメントに起因する問題の当事者の双方または一方が学生等または教職員である場合において、適用する。ただし、第12条から第13条の2までおよび第17条の2の規定は、ハラスメントを行った者が保護者または関係者である場合には、適用しない。

（教職員および学生等の責務）

第3条 教職員および学生等は、この規程およびこの規程にもとづいて第6条の立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）が定めるガイドラインに従わなければならない、ハラスメントをしてはならない。

（理事長、学長および校長の責務）

第4条 理事長は、教職員に対してこの規程および前条のガイドラインにもとづいたハラスメントの防止に関する研修を継続的に行うことによりハラスメントの防止に努めなければならない。

2 学長および校長は、学生等に対してこの規程および前条のガイドラインにもとづいたハラスメントの防止に関する研修を継続的に行うことによりハラスメントの防止に努めなければならない。この場合において、学長および校長は、学生等が未成年である場合は、その心身の発達程度に応じ、教育上必要な配慮をしなければならない。

（監督者の責務）

第5条 監督者は、教職員の模範としてハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（委員会の設置）

第6条 ハラスメントを防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的として、立命館大学および立命館附属校の下に委員会を置く。

（委員会の任務）

第7条 委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する周知、啓発、研修および研修支援
- (2) ハラスメント事案の調査
- (3) ハラスメントに起因する問題の解決に関する事項および措置の勧告
- (4) ハラスメントの再発防止に関する指導
- (5) ハラスメントの防止に関する立命館大学および立命館附属校の取組の取りまとめならびにその公表
- (6) ガイドラインの制定
- (7) 第14条の相談員に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ハラスメントの防止のため必要な事項

2 委員会は、ハラスメントに起因する問題に係る事実関係を明らかにするため必要があるときは、調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査委員会は、調査の信頼性、公平性および適正性を確保するため、当該ハラスメントの当事者と指揮命令関係および利害関係のない者によって構成しなければならない。

（委員会の構成と運営）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数によって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 5名
- (3) 委員 若干名
- (4) 事務局長 1名

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に支障があるときは、副委員長5名のうち、委員長が指名した者1名が委員長の職務を代行する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員長は、次条第6項に定める専門委員を、委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、第1項各号に掲げる者の過半数の出席により成立する。  
(委員の選任)

第9条 委員長は、総長が任命する。

- 2 委員長は、必要と認めるときはその職務を代理する者（以下「委員長代理」という。）を任命することができる。
- 3 副委員長は、うち1名を常務理事（総務担当）とし、うち1名を附属校教育研究・研修センター長とし、他の3名を委員長が任命する者とする。この場合において、委員長が任命する副委員長は、衣笠キャンパス、びわこ・くさつキャンパスおよび大阪いばらきキャンパスに各1名置くこととする。
- 4 委員および事務局長は、委員長が任命する。
- 5 委員長、委員長代理、副委員長、委員および事務局長の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 6 委員長は、必要に応じて学内または学外の専門家に専門委員を委嘱することができる。

(相談)

第10条 学生等、教職員、保護者および関係者は、ハラスメントに起因する問題について第14条に規定する相談員に相談を行うことができる。

(申立て)

第11条 ハラスメントの申立て（以下「申立て」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める対応のうちのいずれか1つを選択し、委員会に対して行う。

(1) 「通知」

委員会が、申立ての事実およびその内容を、申立てを行った者（以下「申立人」という。）の氏名を明かし、またはこれを伏せて申立ての相手方（以下「相手方」という。）に通知し、相手方が当該申立てに係る言動を止めるよう働きかけることによって問題の解決を促す対応

(2) 「調整」

委員会が、申立人と相手方の双方または一方から事実関係を聴取したうえで、必要に応じて相手方またはその監督者と協議し、当該ハラスメントに起因する問題を解決するための措置を策定するとともに、当該措置を相手方またはその監督者に実行するよう働きかけることによって問題の解決を促す対応

(3) 「調査」

委員会が、公平かつ適正な調査により事実関係を明らかにし、当該申立てに係る相手方の言動がハラスメントに該当するの可否かを認定したうえで、その結果を申立人および相手方に通知するとともに、必要に応じて相手方またはその監督者に対して当該ハラスメントに起因する問題を解決するために実行すべき措置を要請することによって問題の解決を促す対応

- 2 申立ては、ハラスメントがあった日（当該ハラスメントが2日以上にわたるものについては、その初日とする。）から3年を経過した場合には、これを行うことができない。
- 3 前項にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、前項に定める期間を経過した後に申立てを行うことができる。
- 4 委員長は、申立人が選択した対応が問題の解決を促す方法として適当でないときは、申立人に対し、対応の変更を求めることができる。この場合において、申立人が対応の変更を行ったときは、申立ての時に変更後の対応を選択したものとみなす。

(委員会の業務への協力義務)

第11条の2 学生等、教職員、保護者および関係者は、委員会が申立てを取り扱うために実施する事情聴取その他の委員会の業務に誠実に協力しなければならない。

(申立ての不受理)

第 11 条の 3 委員会は、次の各号に掲げる場合には、申立ての不受理を決定することができる。

- (1) 申立てが、過去に行われた申立て（次条第 1 項の規定にもとづき取り下げられたものを除く。）に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としている場合
- (2) 申立てに係るハラスメントに起因する問題を解決するため、第 11 条第 1 項各号の対応以外に適当な方法があると認められる場合
- (3) 申立ての趣旨が、委員会の職務の範囲をこえている場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、委員会が不受理を相当と認める場合

(申立の取下げ)

第 11 条の 4 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、通知の対応において委員会が相手方に通知をした後、調整の対応において委員会が相手方またはその監督者に措置の実行を働きかけた後、または調査の対応において委員会がハラスメントに該当するか否かを認定した後は、申立てを取り下げることができない。

- 2 委員会が申立人に対し申立てに係る事実関係の聴取その他ハラスメントに起因する問題の解決のために必要な事項を要請をしたにもかかわらず、申立人が正当な理由なくこれに応じなかったときは、委員会は、当該申立てが申立人によって取り下げられたものと扱うことができる。

(調査の期間)

第 11 条の 5 調査の対応は、調査の期間を 6 カ月とする。ただし、委員長は、正当な理由があるときは、これを延長することができる。

(緊急の措置の要請)

第 11 条の 6 相談または申立てに関わり緊急の対応を要する場合、委員長は、それぞれ相談をした者または申立人の同意を得たうえで、監督者に適切な措置を要請することができる。

(処分の勧告)

第 12 条 委員会は、調査の対応において認定したハラスメントが、「学校法人立命館懲戒処分の指針(2012 年 10 月 17 日常任理事会)」または立命館大学学生懲戒規程もしくは立命館附属校がそれぞれ定める懲戒処分に関する基準に照らし、懲戒処分が相当であると認められる程度に重大であるときは、当該相手方に対する懲戒につき権限を有する者に対し、懲戒処分に係る手続を検討すべき旨を勧告する(以下「処分の勧告」という。)

(処分の勧告に際しての意見の聴取)

第 13 条 委員会は、処分の勧告をするときは、あらかじめ、当該処分の勧告の対象となる相手方(以下「処分対象の相手方」という。)に対し、相当の期限を付して、書面で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 処分の勧告には、処分対象の相手方が提出した意見書を添えなければならない。ただし、処分対象の相手方が前項の期限までに意見書を提出せず、または、意見を述べる機会を放棄したときは、この限りでない。

(措置の勧告)

第 13 条の 2 委員会は、総長に対し、ハラスメントに起因する問題の解決または防止のために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(相談員)

第 14 条 ハラスメントに起因する問題についての相談および申立てに応じるため、委員会の下に相談員を置く。

- 2 相談員は委員長が任命する。
- 3 相談員は、この規程および第 3 条のガイドラインに従って業務を行わなければならない。
- 4 相談員は、ハラスメントに起因する問題について相談があったときは、すみやかに委員長に報告しなければならない。

第 15 条 削除

(守秘義務)

第16条 第8条第1項各号に掲げる者および相談員（以下「委員会構成員等」という。）は、職務上知ることのできた秘密を委員会構成員等以外の者に漏らしてはならない。その職務を離れた後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会構成員等は、次の各号に掲げる場合には、前項の秘密を委員会構成員等以外の者に開示することができる。

(1) その職務の遂行上必要と認められる場合

(2) 当事者の請求に係る学内の事務において、前項の秘密を開示しなければ当該事務を取り扱うことができない場合

(プライバシーの尊重)

第16条の2 申立人、相手方および第11条第1項各号の対応に協力した第三者は、当該申立てにおいて知ることのできた情報をみだりに他人に開示してはならない。

2 前項の規定は、申立人または相手方が、法律で定められた権利を行使するため前項の情報を利用することを妨げない。

(不利益な取扱い等の禁止)

第17条 監督者は、第10条の相談をした者に対し、相談をしたことを理由として、不利益な取扱いまたは嫌がらせをしてはならない。

2 監督者は、申立人に対し、申立てをしたことを理由として、不利益な取扱いまたは嫌がらせをしてはならない。

3 監督者は、相手方に対し、申立てをされたことを理由として、不利益な取扱いまたは嫌がらせをしてはならない。

4 監督者は、前条第1項の第三者に対し、第11条第1項各号の対応に協力したことを理由として、不利益な取扱いまたは嫌がらせをしてはならない。

(不利益な取扱い等に関する処分の勧告)

第17条の2 委員会は、監督者が前条の規定に違反する行為を行ったときは、理事長に対し、懲戒処分に係る手続を検討すべき旨を勧告する（以下「不利益な取扱い等に関する処分の勧告」という。）。)

2 第13条の規定は、不利益な取扱い等に関する処分の勧告について準用する。この場合において、同条中「処分の勧告」とあるのは「不利益な取扱い等に関する処分の勧告」と、「相手方」とあるのは「監督者」と読み替えるものとする。

(準用)

第18条 この規程は、学校法人立命館の役員に準用する。この場合において、「教職員」とあるのは、「学校法人立命館の役員」と読み替えるものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附則（2020年3月5日委員長代理の追加に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。